

## レジリエンス研究教育推進コンソーシアム第3回総会次第

- 1 日時 平成30年7月19日(木) 13時30分～
- 2 場所 セコム SC センター
- 3 出席者 林(会長)、甘利、伊藤(清水副会長の代理)(副会長)、伊達(佐波委員の代理)、柳生、長瀬、高橋(星川委員の代理)、安部(永井委員の代理)、中島、緒方、岡部(池田委員の代理)、遠藤  
陪席者 平岡(セコム)、山本(電力中央研究所)、本下(産業技術総合研究所)、中島、前山(防災科学技術研究所)、石濱(筑波大学)  
その他 古谷、松原(筑波大学) (敬称略)

### 4 議事

第3回総会出席者名簿について(資料1)

#### 【審議】

- (1) 前回議事要旨案について(資料2)
- (2) 規約改正案について(資料3)
- (3) 総会から運営委員会への付託事項等について(案)(資料4)
- (4) 入会申込について(資料5,6)
- (5) その他

#### 【報告】

- (1) その他

#### (配付資料)

- 資料1 レジリエンス研究教育推進コンソーシアム第3回総会出席者名簿…………… P.1～  
資料2 レジリエンス研究教育推進コンソーシアム第2回総会議事要旨(案)…………… P.3～  
資料3 レジリエンス研究教育推進コンソーシアム規約の改正案について…………… P.5～  
資料4 総会から運営委員会への付託事項等について(案)…………… P.17～  
資料5 台湾 NCDR の沿革・研究活動…………… P.19～  
資料6 台湾 NCDR の入会申込書…………… P.21～



## レジリエンス研究教育推進コンソーシアム第3回総会出席者名簿

(敬称略、網掛けは欠席)

出欠	機関	委員	委員代理	陪席者
出席	セコム	IS研究所 リスクマネジメント グループ グループリーダー 甘利 康文		IS研究所 企画グループ 主務研究員 平岡 良彦
出席	大日本印刷	研究開発センター 課長 佐波 晶	研究開発センター 伊達 賢志	
出席	日本電気	セキュリティ研究所 主任研究員 柳生 智彦		
出席	DRIジャパン	理事長 長瀬 貫隆		
出席	電力中央研究所	企画グループ 研究管理担当 スタッフ 上席 星川 英	企画グループ 研究管理担当 スタッフ 事務員 高橋 宗吾	エネルギーイノベーション創発 センター テクノロジープロモ ーションユニット 研究企画・管理 グループ スタッフ 上席研究員 山本 博巳
出席	日本自動車研究所	代表理事 研究所長 永井 正夫	安全研究部 主任研究員 安部 原也	
出席	海上・港湾・航空技 術研究所 電子航法研究所	航空交通管理領域 領域長 中島 徳顕		
出席	産業技術総合研究所	安全科学研究部門 研究部門長 緒方 雄二		エネルギー・環境領域 研究戦 略部 研究企画室 企画主幹 本下 晶晴
出席	防災科学技術研究所	理事長 林 春男		企画部 次長 中島 壮一 企画部社会連携課 係員 前山 明輝
出席	労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研 究所	災害調査分析センター センター長 池田 博康	機械システム安全研究グループ 主任研究員 岡部 康平	
出席		教育担当副学長 清水 諭	システム情報系 教授 伊藤 誠	
出席	筑波大学	学位プログラムリーダー (システム情報系 教授 リスク工学専攻長) 遠藤 靖典		システム情報エリア支援室 支援室長 石濱 悟

関係出席者

筑波大学 システム情報エリア支援室 主幹 古谷 明久

レジリエンス研究教育推進コンソーシアム プロジェクトマネージャー・事務担当者  
松原 悠

Mail: matsubara@risk.tsukuba.ac.jp Tel: 029-853-4975 Fax: 029-853-6307

〒305-8573 茨城県つくば市天王台1-1-1 筑波大学システム情報エリア支援室



### レジリエンス研究教育推進コンソーシアム第2回総会議事要旨（案）

1. 日時 平成30年5月25日(金) 13時30分～14時30分
2. 場所 防災科学技術研究所 つくば本所 研究交流棟1階 第1セミナー室
3. 出席者 林（会長）、甘利（副会長）、伊藤（清水副会長の代理）、佐波、長瀬、高橋（星川委員の代理）、内田（永井委員の代理）、中島、岡部（池田委員の代理）、遠藤  
陪席者 平岡（セコム）、山本（電力中央研究所）、阿部、中島、前山（防災科学技術研究所）、石濱（筑波大学）  
その他 古谷、衛、松原（筑波大学）（敬称略）

#### 4 議事

第2回総会出席者名簿について（資料1）・・・確認された。

##### 【審議】

##### (1) 前回議事要旨について（資料2）

林会長から資料2に基づき説明があり、承認された。

##### (2) レジリエンス研究教育推進コンソーシアムについて

##### ・年間活動計画について（資料3）

遠藤委員から資料3に基づき説明があり年間活動計画について承認され、併せて、次の事案が確認された。

- ✓ 第4～7回の総会開催場所については参画機関から募りたいので事務局まで申し出てほしいこと
- ✓ 第5回総会についてはシンポジウムと同日開催も別日開催も視野に入れること
- ✓ シンポジウムは参画機関からの意見を踏まえながら筑波大学で準備を進めること

##### ・総会の名称について

林会長から、年間6回総会を開催することから「総会」という名称はふさわしくないのではとの意見があり、意見交換の結果、佐波委員が提案した「運営委員会」という名称に変更することで承認された。なお、名称変更に伴う規約改正は、次回総会に諮ることになった。

##### ・コンソーシアムウェブサイト開設について（資料4）

遠藤委員から、コンソーシアムウェブサイトを開設したい旨の提案があり、承認された。資料4のA・B案の選定については、筑波大学に一任することが併せて承認された。

なお、機関によっては、自機関の広報情報をコンソーシアムウェブサイトに載せるか否かについて、持ち帰って検討することとなった。

次に、関連して次の事案について依頼があった。

- ✓ 参画機関のロゴをウェブサイトを使用することの許諾をいただきたいこと
- ✓ アイキャッチ画像と”News & Events”の画像を、筑波大学がダミーサイト上で示すサンプルを参考に、6月中旬～下旬までに提供いただきたいこと
- ✓ ”News & Events”への投稿については、関係者用ウェブサイトに組み込むフォームにより、

筑波大学事務局に投稿を依頼すること

- (3) その他  
なし

**【報告】**

- (1) 第1回幹事会（H30.4.10）について（資料5）

遠藤委員から資料5に基づき報告があった。

- (2) レジリエンス研究教育推進コンソーシアムについて

・他大学・機関との連携について

遠藤委員から、現在海外の機関との連携を企画しており、今後進展があり次第総会に諮りたい旨の説明があった。

- (3) リスク・レジリエンス工学学位プログラムについて

・ロードマップおよび教員人事について（資料6）

遠藤委員から、資料6に基づき、学位プログラムに係るロードマップについて説明があり、次に、筑波大学大学院の学位プログラム制への移行が平成32年度に延期される見込みとなった旨の説明があった。これに伴い、次の説明があった。

✓ 「教授（協働大学院）」等の称号付与は制度上平成32年度以降に付与したいこと

✓ 代わって、平成31年度については、所定の審査を経て既存の「客員教授」等の称号を付与したいこと

✓ ただし、平成31年度に客員の称号を付与した教員については、平成32年度には改めて審査することなく「教授（協働大学院）」等の称号に継続移行したいこと

続いて、追って、参画機関から本幹事会に「客員教授」等の推薦をいただきたいこと、また、授業のみ担当する場合においては、非常勤講師としての所定の審査を経て平成31年度から担当いただきたいこと、などの依頼があった。

- (4) その他

甘利副会長から、7月19日(木)に第3回総会をセコムSCセンター(三鷹市)で開催するが、施設の入場セキュリティの関係から次のように対応願いたい旨の説明があった。

✓ 事前に氏名を登録する必要があることから、確実に出席される方をお知らせ願いたい。

✓ 当日は顔写真つきの身分証明書（運転免許証、職員証、パスポートなど）を携帯願いたい。

以 上

## レジリエンス研究教育推進コンソーシアム規約の改正案について

## ◆背景

平成 30 年 5 月 25 日の第 2 回総会にて、これまで総会は 2 か月に 1 度開催することになっていたが、開催頻度の観点から総会を別の名称にすべきとの提案があり、意見交換の結果、総会を運営委員会と呼称することが承認された。

また、平成 30 年 6 月 29 日の第 2 回幹事会では、運営委員会だけでなく、年に 1 度は総会を開催すべきとの意見があり、意見交換の結果、運営委員会の上位機関（最高機関）として総会を置き、年に 1 度開催することが承認された。

## ◆目的

上記の承認事項を踏まえて、規約の関係部分の改正をするものである。

## ◆主な改正のポイント

- ・ これまでの総会に相当する機関の名称を運営委員会に変更した。（第 9 条）
- ・ 運営委員会の上位機関（最高機関）として総会を置き、年に 1 度開催することとした。（第 8 条）

※コンソーシアムは総会、運営委員会、幹事会により組織される（図 1）。

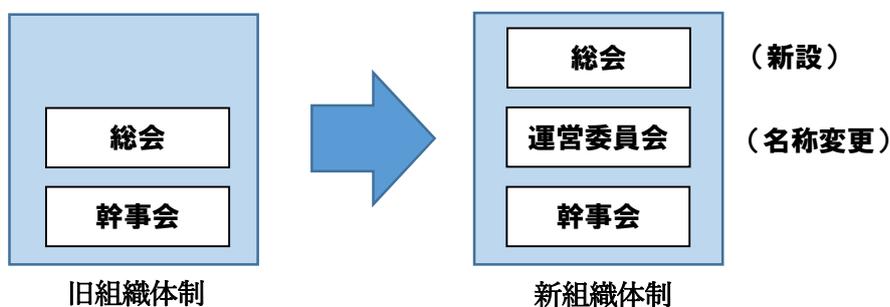


図 1 新旧組織体制図

- ・ 総会から運営委員会、運営委員会から幹事会に審議事項を付託できることを定めた。（第 8 条第 6 項、第 9 条第 6 項）
- ・ 総会・運営委員会・幹事会の代理出席及び委員以外の出席について定めた。（第 11 条、第 13 条）
- ・ その他、内容が変わることのない文言の修正。

改正案の詳細については、別添 1 の規約（改正案）及び別添 2 の新旧対照表を参照。



## レジリエンス研究教育推進コンソーシアム規約（改正案）

（レジリエンス研究教育推進コンソーシアム総会  
平成29年12月26日制定  
平成 年 月 日改正）

### 第1章 総則

#### （名称）

第1条 本コンソーシアムの名称は、レジリエンス研究教育推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称し、英語名を **Resilience Research and Education Promotion Consortium**（「R<sup>2</sup>EC」と略す。）とする。

#### （目的）

第2条 このコンソーシアムは、大学、研究機関、産業及び行政の連携・交流の促進を図るとともに、研究教育とその実用化を支援し、筑波大学とつくば市及び近郊地区の研究機関、企業等の連携により筑波大学に開設する協働大学院方式のリスク・レジリエンス工学学位プログラムを企画運営し、リスク・レジリエンス分野における日本ひいては世界の知と研究教育の核となる活動を支援することを目的とする。

#### （事業）

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）総会を開催し、リスク・レジリエンスに係る活動の連絡調整を行う。
- （2）筑波大学に開設する協働大学院方式による学位プログラムへの参画団体、担当教員及び企画に関し調整を行う。
- （3）セミナー、講演会、研究会等を実施する。
- （4）コンソーシアムに関わる国内外の関連機関等との連携を推進し、必要に応じてシンポジウム等を開催又は共催する。
- （5）その他前条の目的を達成するための事業を適宜実施する。

### 第2章 会員

#### （会員）

第4条 第2条の目的及び前条のすべての事業を行うことに賛同する大学、研究機関、企業、団体等（以下「研究機関等」という。）を会員とし、会員を別表第1により明記するものとする。

#### （入会・退会）

第5条 第2条に規定する目的及び第3条に規定する事業を行うことに賛同しコンソーシアムに入会を希望する研究機関等は、別記第1により入会申込書をコンソーシアムあてに提出した後、総会の議決により入会することができる。なお、退会の際は、その旨を会長あてに申し出るものとする。

#### （除名）

第6条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により除名することができる。

- （1）本規約又は関連する定めに反したとき。
- （2）本コンソーシアムの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をする等、会員としてふさわしくない行為をしたと認められるとき。
- （3）その他、除名すべき正当な事由が認められるとき。

- 2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、当該会員に予め通知するとともに、除名の議決を行う総会において、会員に弁明の機会を与えなければならない。

### 第3章 役員

(役員)

第7条 コンソーシアムに次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 2名
- 2 会長は、会員の中から互選により選出する。
- 3 副会長は、会員の中から互選により選出する。
- 4 会長に事故があるときは、副会長のいずれかがその職務を代行する。
- 5 役員任期は、原則2年とし、再任は妨げない。

### 第4章 組織

(総会)

第8条 コンソーシアムの最高機関として、総会を置く。

- 2 総会は、会長がこれを招集する。
- 3 会長は、総会の議長となる。
- 4 総会は、会員の代表者をもって構成する。
- 5 総会は、次の事項を審議し、決定する。
  - (1) 規約の改廃
  - (2) 会長及び副会長の選任
  - (3) 会員の参画又は退会、除名に関する事。
  - (4) 第3条に規定する事業の調整及び運営に関する事。
  - (5) その他、コンソーシアムの運営に関し必要な事。
- 6 前項に掲げる事項の審議については、第9条に規定する運営委員会に付託することができるものとする。

(運営委員会)

第9条 第8条第6項の規定に基づき、総会の下に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、会長がこれを招集する。
- 3 会長は、運営委員会の議長となる。
- 4 運営委員会は、会員の代表者をもって構成する。
- 5 運営委員会は、第8条第6項の規定に基づき、総会の付託を受けて、第8条第5項に掲げる事項について審議を行う。
- 6 前項に掲げる事項の第8条第5項(4)及び(5)に係る審議のうち、運営委員会が定める事項については、第10条に規定する幹事会に付託することができるものとする。

(幹事会)

第10条 第9条第6項の規定に基づき、運営委員会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長がこれを招集する。
- 3 会長は、幹事会の議長となる。
- 4 幹事会は、次の委員で構成する。
  - (1) 会長
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 会員の中から互選により選出する委員 若干名

- (4) リスク・レジリエンス工学学位プログラムリーダー
  - (5) その他、会長が指名する者 若干名
- 5 幹事会は、第9条第6項の規定に基づき、運営委員会の付託を受けて、第8条第5項(4)及び(5)に掲げる事項について審議を行う。

(代理出席)

- 第11条 第8条第4項に定める総会の構成員、第9条第4項に定める運営委員会の構成員及び第10条第4項に定める幹事会の構成員は、それぞれの規定にかかわらず、やむを得ない事由により総会、運営委員会又は幹事会に出席できない場合には、代理人を出席させることができる。
- 2 前項の規定により、代理人が総会、運営委員会又は幹事会に出席する場合は、代理人の行為を総会、運営委員会又は幹事会の構成員の行為とみなす。

(議決)

- 第12条 総会、運営委員会及び幹事会は、過半数の構成員が出席しなければ議事を開き、議決することができない。
- 2 総会、運営委員会及び幹事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

- 第13条 総会、運営委員会及び幹事会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(リスク・レジリエンス工学学位プログラムへの協力)

- 第14条 コンソーシアムは、筑波大学に開設する、協働大学院方式によるリスク・レジリエンス工学学位プログラムの運営母体となる。
- 2 リスク・レジリエンス工学学位プログラムへの協力は、筑波大学が定める規則等に基づき行う。

(事務)

- 第15条 コンソーシアムに関する事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、筑波大学の関連部署の協力を得るものとする。

## 第5章 雑則

(報酬)

- 第16条 会長、副会長、幹事及びその他コンソーシアムの運営管理に関与する者は、無給とする。

(解散)

- 第17条 コンソーシアムの解散は、総会において出席者の過半数の同意をもって決するものとする。

(その他)

- 第18条 本規約に定めるものの他、コンソーシアムの管理運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成29年12月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。

別表第1（第4条関係）

○会員

区 分	機 関 等 名 称
企業	セコム株式会社 大日本印刷株式会社 日本電気株式会社
団体	一般財団法人 DRI ジャパン
研究機関	一般財団法人 電力中央研究所 一般財団法人 日本自動車研究所 国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 電子航法研究所 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 国立研究開発法人 防災科学技術研究所 独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所
大学	国立大学法人 筑波大学

別記第1（第5条関係）

○入会申込書書式

# レジリエンス研究教育推進コンソーシアム 入 会 申 込 書

レジリエンス研究教育推進コンソーシアム 殿

当機関は、レジリエンス研究教育推進コンソーシアムの設置目的及び実施する事業  
に賛同しますので、入会を申し込みます。

平成 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_

機関名 \_\_\_\_\_

代表者（自署又は公印） \_\_\_\_\_



## レジリエンス研究教育推進コンソーシアム規約新旧対照表

(新)	(旧)
(略)	(略)
第4章 組織	第4章 組織
(総会)	(総会)
第8条	第8条
(略)	(略)
4 総会は、会員の代表者をもって構成する。	4 総会は、会員の代表者をもって構成する。
5 総会は、次の事項を審議し、決定する。	5 総会は、次の事項を審議し、決定する。
(1) 規約の改廃	(1) 規約の改廃
(2) 会長及び副会長の選任	(2) 会長及び副会長の選任
(3) 会員の参画又は退会、除名に関すること。	(3) 会員の参画又は退会、除名に関すること。
(4) 第3条に規定する事業の調整及び運営に関すること。	(4) 第3条に規定する事業の調整及び運営に関すること。
(5) その他、コンソーシアムの運営に関し必要なこと。	(5) その他、コンソーシアムの運営に関し必要なこと。
6 <u>前項に掲げる事項の審議については、第9条に規定する運営委員会に付託することができるものとする。</u>	6 <u>第5項第4号の事項を主として審議するため、総会の下に専門部会を置くことができる。</u>
<u>(運営委員会)</u>	(新規)
第9条 <u>第8条第6項の規定に基づき、総会の下に運営委員会を置く。</u>	
2 <u>運営委員会は、会長がこれを招集する。</u>	
3 <u>会長は、運営委員会の議長となる。</u>	
4 <u>運営委員会は、会員の代表者をもって構成する。</u>	
5 <u>運営委員会は、第8条第6項の規定に基づき、総会の付託を受けて、第8条第5項に掲げる事項について審議を行う。</u>	
6 <u>前項に掲げる事項の第8条第5項(4)</u>	

<p><u>及び(5)に係る審議のうち、運営委員会 が定める事項については、第10条に規 定する幹事会に付託することができるも のとする。</u></p> <p>(幹事会)</p> <p>第10条 <u>第9条第6項の規定に基づき、 運営委員会の下に幹事会を置く。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 幹事会は、次の委員で構成する。</p> <p>(1) 会長 (2) 副会長 2名 (3) 会員の中から互選により選出する 委員 若干名 (4) リスク・レジリエンス工学学位プロ グラムリーダー (5) その他、会長が指名する者 若干名</p> <p>5 <u>幹事会は、第9条第6項の規定に基づ き、運営委員会の付託を受けて、第8条 第5項(4)及び(5)に掲げる事項につ いて審議を行う。</u></p> <p>(代理出席)</p> <p><u>第11条 第8条第4項に定める総会の構 成員、第9条第4項に定める運営委員会 の構成員及び第10条第4項に定める幹 事会の構成員は、それぞれの規定にかか わらず、やむを得ない事由により総会、 運営委員会又は幹事会に出席できない場 合には、代理人を出席させることができ る。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により、代理人が総会、運 営委員会又は幹事会に出席する場合は、 代理人の行為を総会、運営委員会又は幹 事会の構成員の行為とみなす。</u></p>	<p>(幹事会)</p> <p>第10条 <u>第8条第6項の規定に基づき、 総会の下に幹事会を置く。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 幹事会は、次の委員で構成する。</p> <p>(1) 会長 (2) 副会長 2名 (3) 会員の中から互選により選出する 委員 若干名 (4) リスク・レジリエンス工学学位プロ グラムリーダー (5) その他、会長が指名する者 若干名</p> <p>(新規)</p>
--	---

<p><u>(議決)</u></p> <p>第12条 <u>総会、運営委員会及び幹事会は、過半数の構成員が出席しなければ議事を開き、議決することができない。</u></p> <p>2 <u>総会、運営委員会及び幹事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p>	<p><u>(総会の議決)</u></p> <p>第9条 <u>総会は、過半数の構成員が出席しなければ議事を開き、議決することはできない。</u></p> <p>2 <u>総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p><u>(幹事会の議決)</u></p> <p>第11条 <u>幹事会は、過半数の構成員が出席しなければ議事を開き、議決することができない。</u></p> <p>2 <u>幹事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p>
<p><u>(委員以外の出席)</u></p> <p>第13条 <u>総会、運営委員会及び幹事会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>(リスク・レジリエンス工学学位プログラムへの協力)</u></p> <p>第14条 <u>コンソーシアムは、筑波大学に開設する、協働大学院方式によるリスク・レジリエンス工学学位プログラムの運営母体となる。</u></p> <p>2 <u>リスク・レジリエンス工学学位プログラムへの協力は、筑波大学が定める規則等に基づき行う。</u></p> <p><u>(事務)</u></p> <p>第15条 <u>コンソーシアムに関する事務を処理するため、事務局を置く。</u></p> <p>2 <u>事務局は、筑波大学の関連部署の協力</u></p>	<p><u>(運営委員会)</u></p> <p>第12条 <u>コンソーシアムが母体となり、筑波大学に開設する、協働大学院方式によるリスク・レジリエンス工学学位プログラムの運営は、筑波大学の関係規則に基づき行う。</u></p> <p><u>(事務)</u></p> <p>第13条 <u>コンソーシアムに関する事務を処理するため、事務局を置く。</u></p> <p>2 <u>事務局は、筑波大学の関連部署の協力</u></p>

<p>を得るものとする。</p> <p>第5章 雑則</p> <p>(報酬)</p> <p><u>第16条</u> 会長、副会長、幹事及びその他 コンソーシアムの運営管理に関与する者 は、無給とする。</p> <p>(解散)</p> <p><u>第17条</u> コンソーシアムの解散は、総会 において出席者の過半数の同意をもって 決するものとする。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第18条</u> 本規約に定めるものの他、コン ソーシアムの管理運営等に関し必要な事 項は、別に定める。</p> <p><u>附 則</u> この規約は、平成〇年〇月〇日から施行 する。</p> <p>別表第1 (第4条関係) (略)</p> <p><u>独立行政法人 労働者健康安全機構 労働 安全衛生総合研究所</u></p>	<p>を得るものとする。</p> <p>第5章 雑則</p> <p>(報酬)</p> <p><u>第14条</u> 会長、副会長、幹事及びその他 コンソーシアムの運営管理に関与する者 は、無給とする。</p> <p>(解散)</p> <p><u>第15条</u> コンソーシアムの解散は、総会 において出席者の過半数の同意をもって 決するものとする。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第16条</u> 本規約に定めるものの他、コン ソーシアムの管理運営等に関し必要な事 項は、別に定める。</p> <p>(新規)</p> <p>別表第1 (第4条関係) (略)</p> <p><u>労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研 究所</u></p>
--	--

## 総会から運営委員会への付託事項等について（案）

## レジリエンス研究教育推進コンソーシアム規約改正案抜粋

(事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総会を開催し、リスク・レジリエンスに係る活動の連絡調整を行う。
- (2) 筑波大学に開設する協働大学院方式による学位プログラムへの参画団体、担当教員及び企画に関し調整を行う。
- (3) セミナー、講演会、研究会等を実施する。
- (4) コンソーシアムに関わる国内外の関連機関等との連携を推進し、必要に応じてシンポジウム等を開催又は共催する。
- (5) その他前条の目的を達成するための事業を適宜実施する。

(総会)

第8条

5 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 会長及び副会長の選任
- (3) 会員の参画又は退会、除名に関する事。
- (4) 第3条に規定する事業の調整及び運営に関する事。
- (5) その他、コンソーシアムの運営に関し必要な事。

6 前項に掲げる事項の審議については、第9条に規定する運営委員会に付託することができるものとする。

(運営委員会)

第9条

5 運営委員会は、第8条第6項の規定に基づき、総会の付託を受けて、第8条第5項に掲げる事項について審議を行う。

6 前項に掲げる事項の第8条第5項(4)及び(5)に係る審議のうち、運営委員会が定める事項については、第10条に規定する幹事会に付託することができるものとする。

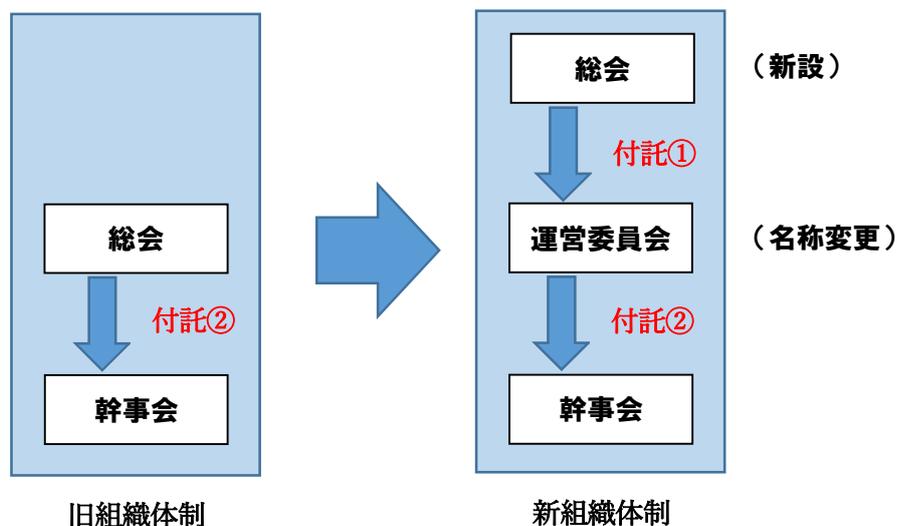


図2 新旧組織体制における付託

## 【審議事項1】

総会の名称を運営委員会に変更し、最高機関である総会を新設したことに伴い、図2の「付託①」について、規約第8条第5項(1)～(5)のとおり定めること。

## 【審議事項2】

図1の「付託②」については、総会が運営委員会に名称変更したことに伴い、規約条文中審議するものである。付託事項についての変更はない。

## 運営委員会から幹事会への付託事項一覧

(規約第9条第6項関係)

事項	承認日
協働大学院教員※・非常勤講師の推薦	平成30年3月9日第1回総会承認
教育研究新領域の提案	平成30年3月9日第1回総会承認

※協働大学院教員に代わる客員教員の推薦も含まれる(平成30年6月29日第2回幹事会確認)



## 台湾 NCDR の沿革・研究活動

## 名称

National Science and Technology Center for Disaster Reduction (NCDR)

## 沿革

NCDR 設置法により、政府のシンクタンクとして 2003 年発足。2014 年に科学技術省の監督下に移行。

## Director

Chen Hongey 氏（国立台湾大学教授）

## 所在地

台北（タイペイ）市

## 設置の背景

台湾は自然災害の危険性が高い地域に位置しているため、人命や財産の損害が頻繁に発生する。したがって、政府は、災害による悪影響を軽減するために、防災と緊急時の準備のための科学技術の発展を優先させている。

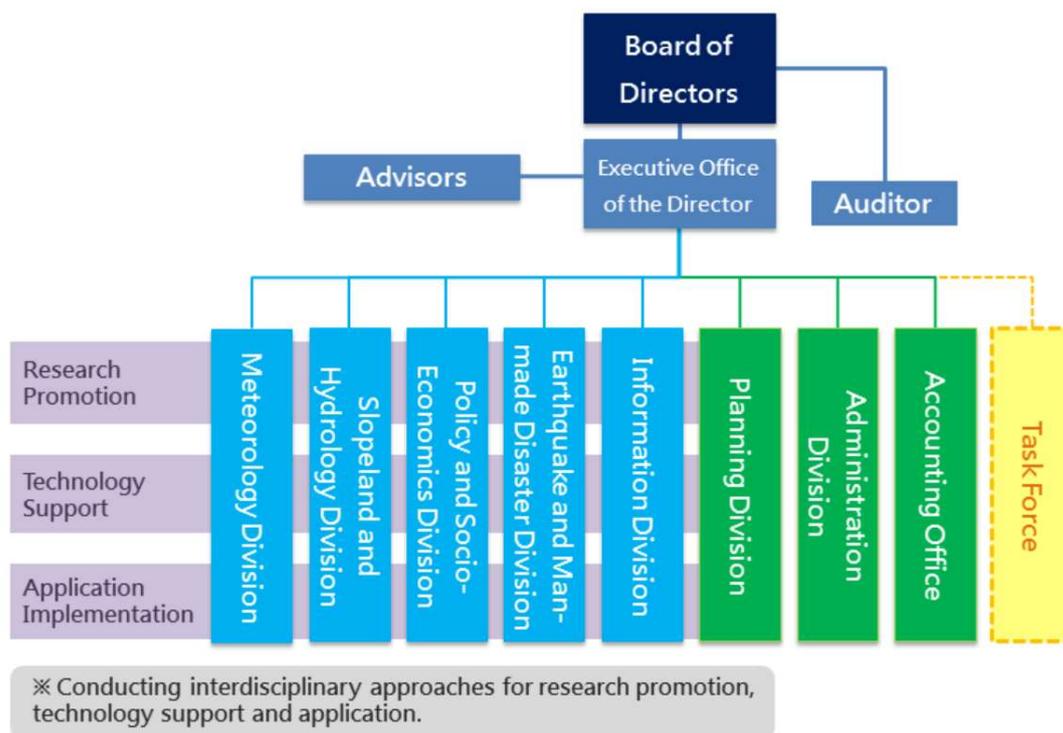
1999 年の台湾大地震の後、甚大な破壊と深刻な死傷者数は、科学技術を防災に導入することの重要性を明白に示していた。2000 年 7 月には防災および保護法が施行され、これを受けて、2001 年 1 月の第 6 回全国科学技術会議は、実践的な科学技術の実施を通じて災害リスク削減の能力を向上させることを提案した。

2003 年 7 月には、NCDR が、ハザード軽減のための科学技術プログラム (NAPHM) のプログラムオフィスから移行し、自然災害軽減に関する深い示唆を与える政府のシンクタンクとして正式に設立された。2014 年に、NCDR は「行政組織」となり、現在は科学技術省の監督下で運営されている。

## ミッション

- ・ 災害管理のための応用研究開発に関する活動を推進・実施する。
- ・ 社会全体に利益をもたらす実用的な実装の科学的知識と技術的利点を促進する。
- ・ 災害リスクの軽減と緊急時の準備に科学技術の成果を適用する。
- ・ 国際的なパートナーシップを構築し、経験を交換し、共同プロジェクトを実施する。
- ・ 国内の研究機関と協力して、災害リスクの軽減と緊急時対応の強化に関するステークホルダーの義務を果たす。
- ・ 災害管理に関連する関連サービスを提供する。

## 組織図



## 研究活動

NCDR は、学際的な能力を統合し、自然災害のダイナミックな進化を観察し、災害リスク削減の世界的な傾向を把握するため、国内外の機関と提携している。NCDR は、台風、洪水、地震などの自然災害による悪影響を軽減するために、パートナーと緊密な協力関係を維持し、共同して取り組んでいる。さらに、NCDR は、社会構造、気候変動適応、複合型災害、社会経済問題、情報ベースの意思決定支援、行政政策提案、国際協力の変化に対応するために、上記のトピックを毎日の主要課題オペレーションとして取り扱っている。

これらの成果によって、災害リスクを低減する社会の能力を強化する政策の策定を支援することができる。さらに、国内外のパートナーとの協力を通じて、NCDR は、潜在的な災害復旧需要の特定、さまざまな政府レベルでのキャパシティビルディングの強化、緊急時の援助の提供、コミュニティベースの災害リスク管理の促進による国民の意識向上、災害リスク軽減に関する教育プログラムの支援を行っている。これまでの成果により、すべてのアクターとステークホルダーの参加を通じて、社会的災害の回復力は徐々に改善されてきている。

## 大学との連携

筑波大学生命環境科学研究科（2013）

京都大学防災研究所（2015）

University of National and World Economy（ブルガリア、2016）

University at Albany, State University of New York（アメリカ合衆国、2017）

# Resilience Research and Education Promotion Consortium Membership Application

To: Resilience Research and Education Promotion Consortium

**National Science and Technology Center for Disaster Reduction** agrees to the purpose of the establishment of the Resilience Research and Education Promotion Consortium and the activities that it undertakes, and hereby applies to join the Consortium.

June 15th, 2018

Address: 9F., No.200, Sec. 3, Beisin Rd., Xindian District, New Taipei City 23143, Taiwan

Organization: National Science and Technology Center for Disaster Reduction (NCDR)

Representative:



Hongey Chen, NCDR Director